

令和 8 年度 事業計画書

I 基本方針

我が国における高齢化の進展と地域社会の多様化の中にあつて、シルバー人材センター事業は、健康で働く意欲のある高齢者に就業機会を提供するとともに、地域社会の活力維持に寄与する重要な役割を担っています。

本センターにおいては、令和8年度は「安全適正就業の徹底」を最重要課題と位置付けるとともに、包括契約への円滑な移行、新体制の確立、会員組織の充実を図り、持続可能な運営基盤の確立を目指してまいります。

特に、令和7年度に発生した熱中症事案を重く受け止め、安全対策の一層の強化を図り、事故の未然防止と安全文化の醸成に努めます。

また、令和8年4月より開始する包括契約制度への移行を確実に実施し、法令遵守のもと適正な事業運営を推進します。

併せて、会員数目標158名の達成に向けた取組を強化し、地域に信頼されるセンター運営を推進します。

令和8年度 事業目標 (数値)

項目	令和8年度目標	令和7年度目標
会 員 数	158人	155人
就業 延べ人数	16,000人	15,200人
受 注 件 数	720件	680件
契 約 金 額	85,000千円	80,500千円

II 重点事項

1 安全適正就業の徹底 (最重要課題)

(1) 熱中症対策の強化

[実施内容]

- ・暑さ指数3.1以上 (参考気温35度以上) は原則就業中止。
(環境省による熱中症警戒アラート等の情報提供は、4月22日から10月21日まで)
- ・暑さ指数2.8以上 (参考気温31度以上) 時は作業時間を見直す。
- ・暑さ指数2.5以上 (参考気温28度以上) 時は積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。(凡そ30分毎休憩の徹底確認)
- ・就業会員に対する班長による作業前体調確認を実施する。

(2) 事故防止対策の強化

[実施内容]

- ・講習会・研修会の定期開催
安全就業に関する各種講習会や研修会を継続し、会員の安全意識の向上を図る。
- ・情報周知の強化
「県内の事故事例報告書」等を活用し、事故防止に必要な情報を会員へ提供。
- ・安全パトロールと点検
安全管理委員による就業現場を定期的に訪問し、問題点の早期発見と改善に努める。
- ・安全基準の再確認
センター安全・適正就業基準「会員の遵守義務」を再確認し、会員に安全確保への協力を依頼する。
- ・機械作業に係る外部安全講習の実施
コマツ教習所（宮城センタ・名取市）にて実施予定。
「刈払機取扱作業安全衛生教育」講習
「令和2年8月改正 伐木等の業務（チェーンソー）」講習

(3) 安全管理体制の充実

- ・安全管理委員会と職群班との連携による安全意識の向上
外部センターの事故事例等を含めて就業状況等の情報共有を行い、会員就業における事故防止と安全就業の徹底と推進を図る為、定期的に安全管理委員会を開催する。

2 会員の確保及び組織活性化

センター事業の持続的発展には、会員数の確保が不可欠である。

令和8年度は、単なる人数拡大ではなく、退会抑制を軸とした会員の確保と定着を重視する。

また、補助金算定基準としての会員数確保の重要性を踏まえ、目標158名の達成を目指す。

(1) 会員数目標158名の達成

- ・令和7年度末会員数 146名
- ・新規入会者 22名以上
- ・退会者数 10名以内
- ・純増 +12名以上
- ・説明会参加者 年間30名以上

(2) 退会防止を最優先とする

- ・令和8年度は「辞めない仕組み」の構築を最優先とする。

① 退会希望者への事務局面談を行う

自然減（高齢退会）以外の事由を探り、退会に至る要因を探る。

- ② 職群各班長による定期的な声掛け
自然減（高齢退会）以外の退会に至る要因を解消する。
- ③ 就業負担軽減のためのワークシェアリングを推進する。
- ④ 安定的な就業機会の確保
一定期間就業実績のない会員に対し、近況確認及び就業希望の把握を行い、再就業支援並びに会員との関係維持を図るため、下記のとおりフォローを実施する。
- 〔対象〕
3か月以上就業実績のない会員を対象とする。
なお、6か月以上及び1年以上未就業の会員については、重点的に状況確認を行う。
- 〔実施方法〕
事務局において電話等により近況、健康状態及び就業希望等を確認する。
必要に応じて面談を実施し、希望職種や就業条件の再整理を行う。
- 〔留意事項〕
実施に当たっては、就業を強制することのないよう十分配慮するとともに、心理的負担を与えないよう丁寧な対応に努める。
また、未就業理由を整理し、再就業の可能性について検討するものとする。

(3) 会員組織の深化

- ・理事会の経営監督機能の強化

令和8年度は、包括契約方式の本格運用開始に伴い、本センターの運営が実行段階へ移行する重要な年度である。理事会は、経営判断と監督責任を担う意思決定機関として、次の行動指針に基づき運営にあたる。

① 制度運用の適正管理

包括契約方式の運用状況を定期的に検証する。
トラブル事案は速やかに理事会へ報告し、再発防止策を講じる。
必要に応じて規程等の見直しを行う。

② 財務の中長期的視点の確保

単年度収支のみならず、中期的財務見通しを意識した判断を行う。
固定費増加の抑制と内部留保の適正管理を徹底する。
収益構造の安定化に向けた方策を継続的に検討する。

③ リスク管理の徹底

安全就業を最優先事項とする。

事故・苦情・情報管理事案については原因分析と再発防止を徹底する。
予防的観点からの対策強化に努める。

④ 就業機会の確保と業務多様化

特定分野への過度な依存を回避する。

公共・企業・個人家庭分野の均衡ある受注確保を図る。

地域ニーズを踏まえた新規分野開拓を検討する。

⑤ 透明性と責任ある理事会運営

議論の活性化と論点の明確化を図る。

監事意見を尊重し、改善事項を着実に実行する。

法令及び定款に基づく適正運営を徹底する。

本指針を理事会の共通認識とし、各理事が自覚と責任を持って職務を遂行することで、持続可能で信頼される組織運営を実現する。

・業務委員会活動及び職群班活動の継続

会員間の連携強化および就業支援の充実を図るため、以下の活動を継続する。

① 業務委員会活動

◆ 会員の意見集約と運営反映

会員が抱える就業上の悩みや課題を協議し、理事会への答申・報告を実施する。

◆ プロセスの強化

意見収集・分析およびフィードバックの仕組みを充実させ、迅速かつ効果的に運営に反映する。

② 職群班活動

◆ グループ就業の推進

各職群班と事務局との連携を強化し、作業日、作業時間、人員割振りの調整を通じた班単位での請負就業を推進する。

◆ ワークシェアリングの強化

高齢化が進む中、作業の安全性と効率向上を目的とした労働時間短縮・仕事の分担を推進する。

◆ 親睦および情報共有

グループ就業を通じた会員間の親睦を深め、就業上の課題や問題点を業務委員会へ報告する体制を整備する。

3 包括契約への円滑な移行

- (1) 発注者への説明及び理解促進
 - (2) 会員説明会の開催
 - (3) 契約書類の整備及び管理体制の確立
 - (4) 苦情・相談対応体制の整備
-

4 事務局体制の整備

- (1) 新事務局長のもとでの運営体制確立
 - (2) 業務分担の明確化及び標準化
 - (3) 業務マニュアルの整備
 - (4) 職員研修の実施
-

III 結び

令和8年度は、安全を基盤とし、制度改革への対応と組織体制の充実を図る重要な一年となる。会員一人ひとりの理解と協力のもと、地域に信頼されるセンター運営を推進し、持続可能な事業運営の確立を目指す。
